

旭指監第241号
平成29年2月10日

介護サービス等事業者各位

旭川市長 西川 将人
(福祉保険部指導監査課担当)

生活相談員の資格要件について（通知）

日頃から本市の高齢者福祉行政について御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

この度、専門学校において厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者を、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項第1号に該当し、生活相談員の資格を有する者として取り扱っていた事例があることが判明しました。

社会福祉法第19条第1項第1号では、大学（短期大学を含む。）において厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者としており、専門学校の卒業者はこの条項には該当しないこととされています。

つきましては、生活相談員の資格要件について、次のとおり取り扱うこととしますのでお知らせします。

1 生活相談員の資格要件

平成27年4月2日付旭介高第167号により通知した内容に変更はありません。

（平成27年4月2日付旭介高第167号）

社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又は介護支援専門員若しくは介護福祉士の資格を有する者。なお、これらの資格がない者については、業務経験の有無を問わず認められない。

2 経過措置

経過措置として、専門学校において厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修め卒業した者で、生活相談員としての資格要件に該当する者として取り扱われ、現に生活相談員として配置されている者に限り、当該事業所において生活相談員の資格を有する者として取り扱うこととします。

なお、その者が他の事業所に移籍した場合には、移籍後の事業所においては生活相談員としての資格要件には該当しないこととなりますので、御注意下さい。

（問い合わせ先）

旭川福祉保険部指導監査課

旭川市7条通10丁目 第2庁舎2階

電話 (0166) 25-9849

FAX (0166) 25-9090